

商標審査基準たたき台（案）（4条1項16号）

商標法4条1項16号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
十四、第4条第1項第16号（商品の品質等の誤認） 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標 1. 「商品の品質又は役務の質（以下、「商品の品質等」という。）」について (1) 「商品の品質」には、商品の普通名称、産地、販売地、原材料、効能、用途、形状等を含み、また、「役務の質」には、役務の普通名称、役務の提供の場所、役務の提供の用に供する物、効能、用途、提供方法等を含む。 (2) 商標構成中に、商品の品質等を表す文字等を有する場合であっても、全体として商品の品質等として認識できない場合には、商品の品質等を表さないと判断する。 ただし、商標構成中に外国の国家名を有する場合には、<u>既成語の一部となっている場合等国家名を認識しないことが明らかな場合にかぎり</u>、商品の品質等を表さないと判断する。 （削除）	十四、第4条第1項第16号（商品の品質等の誤認） 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標 （新設） （新設） 3. 国家名・地名等を含む商標であって、それが指定商品又は指定役務との関係上、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものについては、その商標が当該国若しくは当該地以外の国若しくは地で生産・販売される商品について使用されるとき、又は当該国家又は当該地名等によって表される特質を持った内容の役務若しくは当該国・地で提供される役務以外の役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。 特に、外国の国家名を含む商標である場合には、その外観構成がまとまりよく一体に表されている場合又は観念上の繋がりがある場合（既成語の一部となっている場合等国家名を認識しないことが明らかな場合を除く。）であっても、原則として、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものとして、本号の規定を適用するものとする。 ただし、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合はこの限りでないものとする。 (イ) 被服に係る商品において、商標中に「イギリス」の文字を含み、指定商品が「イギリス製の洋服」の場合

資料5

(例) 外国の国家名を有する場合①商品の品質等を表すと判断する場合商品「時計」について、商標「SWISSTEX」(解説) 既成語の一部ではないため、時計の産地としてのスイスを認識させる。②商品の品質等を表さないと判断する場合商品「薬剤」について、商標「コロシウム」(解説) 既成語の一部であり「ロシア」を認識しない。2. 「誤認を生ずるおそれ」について(1) 「誤認を生ずるおそれ」とは、商標が表す商品の品質等を有する商品の製造、販売又はサービスが現実に行われていることは要せず、需要者がその商品の品質等を誤認する可能性がある場合をいう。(2) 「誤認を生ずるおそれ」の有無は、商標が表す商品の品質等と指定商品又は指定役務が関連しているか否か、及び商標が表す商品の品質等と指定商品又は指定役務が有する品質又は質が異なるか否かにより判断する。(例1) 本号に該当する場合商品「野菜、菓子」について、商標「JPOポテト」(解説) この場合、商標が表す商品の品質は、「普通名称としてのじゃがいも」、又は「原材料としてのじゃがいも」であることから、指定商品「野菜、菓子」とは関連する商品であり、また、指定商品中「じゃがいも以外の野菜、じゃがいもを原材料とする菓子以外の菓子」が有する品質とは異なることから、本号に該当すると判断する。なお、指定商品「じゃがいも、じゃがいもを原材料とする菓子」等商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は

(ロ) 飲食物の提供に係る役務において、商標中に「フランス」の文字を含み、指定役務が「フランス料理の提供」の場合

なお、商標中に単に付記的に用いられている商品の産地・販売地又は役務の質を表す国家名、地名等の文字は、補正により削除することができるものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

(例) 該当する例

「SWISSTEX」 指定商品 第14類 時計

<備考> 「SWISS」の文字は「スイス国」を認識させる。

該当しない例

「どどいつ」 指定商品 第11類 浴槽

<備考> 「どどいつ」の文字は「都々逸」を認識させる。

1. 「商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれ」とは、その品質又は質がその商品又は役務に現実に存在すると否とを問わず、その商品が有する品質又は役務が有する質として需要者において誤認される可能性がある場合をいう。

(新設)

この限りでない。

(例2) 本号に該当しない場合

商品「自転車」について、商標「JPOポテト」

(解説) この場合、商標が表す商品の品質である「普通名称としてのじゃがいも」又は「原材料としてのじゃがいも」とは、関連しない指定商品「自転車」であることから、本号に該当しないと判断する。

3. 商標中に商品の品質又は役務の質を保証するような文字、図形等がある場合

商標中に「〇〇博覧会金牌受領」、「〇〇グランプリ受賞」等の博覧会の賞等を受賞した文字・図形等がある場合に、当該博覧会等が4条1項9号の定める基準に該当しないときは、商品の品質等を表すものとして、博覧会の賞等を受賞した事実の立証を求め、立証されないときは、本号に該当すると判断する。

4. 地域団体商標について

地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質等の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号に該当すると判断する。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質等の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでない。

- ① 地域の名称が当該商品の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の△△（商品名）」とする。
- ② 地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における△△（役務名）」とする。
- ③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」とする。
- ④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」とする。ただし、例えば、「インドカレー」、「江戸前すし」のように地域との密接な関連性が希薄となり、一般的な製法と認識されるに至っている場合は、除かれる。

なお、上記は、地域団体商標における指定商品が「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」と記載されている場合において、需要者がその商品について〇〇産の商品、又は、主に〇〇産の□□（原材料名）

4. 商標中に「〇〇博覧会金牌受領」、「〇〇大臣賞受領」等商品の品質又は役務の質を保証するような文字、図形等の標章があるときは、その事実の立証を求め、立証されないときは、第4条第1項第9号を理由として拒絶するものを除き、本号の規定を適用するものとする。

6. 地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでないものとする。

- ① 地域の名称が当該商品の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の△△（商品名）」とする。
- ② 地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における△△（役務名）」とする。
- ③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」とする。
- ④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」とする。ただし、例えば、「インドカレー」、「江戸前すし」のように地域との密接な関連性が希薄となり、一般的な製法と認識されるに至っている場合は、除かれる。

なお、上記は、地域団体商標における指定商品が「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」と記載されている場合におい

を用いた商品であるかのように品質を誤認するおそれがあるときに、本号の適用を妨げるものではない。 <u>5. 付記的部分の補正について</u> <u>付記的部分の補正については、本基準第13（第16条の2及び第17条の2）</u> <u>1. (2)(P)参照</u> （削除）	て、需要者がその商品について〇〇産の商品、又は、主に〇〇産の□□（原材料名）を用いた商品であるかのように品質を誤認するおそれがあるときに、本号の適用を妨げるものではない。 5. 商標の付記的部分に「J I S」、「J A S」、「特許」、「実用新案」、「意匠」等の文字又は記号があるときは、これらの文字等が補正により削除されない限り本号の規定を適用するものとする。 ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。 2. 指定商品又は指定役務との関係上、品質又は質の誤認を生ずるおそれのある商品又は役務に対して拒絶理由の通知をした場合において、品質又は質の誤認を生じない商品又は役務に補正したときは、要旨を変更しない限り、その補正を認めるものとし、要旨を変更するときは、その補正を却下するものとする。
---	--